

## 公認会計士等登録事項の非開示に関する申請書

平成 年 月 日

日本公認会計士協会 御中

登録番号 \_\_\_\_\_ (公認会計士・会計士補・外国公認会計士・特定社員)

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

(連絡先) 電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

### 一般公開ウェブサイト、文書又は口頭による開示請求者に対する登録情報の非開示について

公認会計士名簿の登録情報等の開示に関する規則(以下「規則」という。)第5条(非開示請求)第1項及び公認会計士名簿の登録情報等の開示に関する細則(以下「細則」という。)第6条(非開示請求の手続)、又は規則第5条第3項及び細則第8条(非開示理由が止んだ場合の届出等)第1項に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

事務所の 名称及び所在地	1. 非開示請求する →以下「 <b>非開示請求の事由</b> 」を記入 2. 非開示を取りやめる →理由が止んだ年月日を記入 [ 平成 年 月 日 ]
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------

#### 非開示請求の事由

※該当する事由にチェックマークを入れて、**その事由に該当することを証する書面**(細則第6条第3項参照)を添付する。

**規則第5条第1項第一号**(生命又は身体に危険が及ぶおそれがあること)に該当

**規則第5条第1項第二号**(国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること)に該当

【国会議員】 衆議院 / 参議院 ※いずれかに○を付ける

【地方公共団体の議会の議員】 地方公共団体名称 [ \_\_\_\_\_ ]

**規則第5条第1項第三号**(国又は地方公共団体に常時勤務すること)に該当

勤務する機関又は地方公共団体の名称 [ \_\_\_\_\_ ]

所属及び官職名 [ \_\_\_\_\_ ] 任期(明らかなきのみ) [ \_\_\_\_\_ ]

**規則第5条第1項第四号**(開示しないことが相当である事由であつて、前3号に準ずるもの)に該当

その事由 [ \_\_\_\_\_ ]

選択した事由に該当した、又は該当する年月日

平成 年 月 日

必要事項を記入し、添付書類と一緒に、以下の提出先へ郵送してください。非開示請求については、登録審査会にて審査を行い、適否の結果を後日通知します。非開示取りやめの届出については、手続完了次第、通知します。

<提出先>

〒102-8264 東京都千代田区九段南4丁目4番1号

日本公認会計士協会 総務本部 会員登録グループ (TEL: 03-3515-1122)

会員専用ウェブサイト等による会員情報の提供について、提供停止を希望する場合は、別途「会員情報の提供に関する届出書」を作成し、会員登録グループまでご提出ください。

# ○公認会計士名簿の登録情報等の開示に関する規則

(制 定 平成25年 7月 3日)

最終変更 平成26年 7月 9日

(趣旨)

**第1条** この規則は、会則第17条の2の規定に基づき、公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿の登録事項の開示（以下「開示」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の方法)

**第2条** 開示の方法は、次に掲げる方法に限るものとする。ただし、会則第17条の2第二号の規定による開示については、第一号に掲げる方法に限るものとする。

- 一 文書による開示請求に応じて文書により開示する方法
- 二 口頭による開示請求に応じて口頭により開示する方法
- 三 本会のウェブサイトにおいて、開示請求者の検索要求に応じて検索結果を表示する方法

(開示対象事項)

**第3条** 会則第17条の2第一号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 前条第一号に掲げる方法 次に掲げる事項

イ 登録番号

ロ 氏名

ハ 自ら業務を営むときのその主たる事務所の名称及び所在地

ニ 自ら業務を営むときのその従たる事務所の名称及び所在地

ホ 監査法人の社員であるときの当該監査法人の名称並びに主として執務する事務所の名称及び所在地

ヘ 他の公認会計士等の事務所に勤務するときのその勤務する事務所の名称及び所在地並びにその勤務する事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号

ト 監査法人に勤務するときの当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及び所在地

チ 開業登録の年月日

リ 変更登録の年月日

ヌ 公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第29条第二号若しくは公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第29条第二号に規定する業務停止の懲戒処分又は法第34条の10の17第1項第二号に規定する処分であって、その期間が満了していないものの始期及び終期

二 前条第二号に掲げる方法 前号イからリまでに掲げる事項

三 前条第三号に掲げる方法 第一号イからハまで、ホからトまで及びヌに掲げる事項

**2** 会則第17条の2第二号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項第一号イからリまでに掲げる事項

二 法第29条第三号若しくは旧法第29条第三号に規定する登録抹消の懲戒処分又は法第34条の10の17第1項第三号に規定する処分であって、その処分の日から5年を経過しないもの

(開示請求の理由等の徴求)

**第4条** 本会は、会則第17条の2第二号の規定による開示の請求があったときは、その請求者から、当該開示請求の理由、開示を受けた事項の利用目的その他細則で定める事項（以下「開示請求の理由等」という。）を徴するものとする。

**2** 本会は、会長が開示請求の理由等が適当であると認める場合でなければ、会則第17条の2第二号の規定による開示をすることができない。

**3** 第1項の規定による開示請求の理由等の徴求に関し必要な事項は、細則で定める。

(非開示請求)

**第5条** 公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員（以下「公認会計士等」という。）は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、その申請により、第3条第1項第一号ハからトまでに掲げる事項の全部又は一部を開示しないよう本会に求めること（以下「非開示請求」という。）ができる。

一 生命又は身体に危険が及ぶおそれがあること。

二 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。

三 国又は地方公共団体に常時勤務すること。

四 第3条第1項第一号ハからトまでに掲げる事項の全部又は一部を開示しないことが相当である事由であって、前3号に準ずるもの

**2** 本会は、非開示請求があった場合において、登録審査会が適当であると認めるときは、前項に規定する事項の全部又は一部を開示しないものとする。

**3** 前項の規定により第1項に規定する事項の全部又は一部を開示しないこととされた公認会計士等は、その理由とされた第1項に掲げる事由が止んだときは、遅滞なく、本会に届け出なければならない。

**4** 第1項の申請、前項に規定する届出その他非開示請求に関し必要な事項は、細則で定める。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、開示に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、会則に第17条の2を加える改正規定について金融庁長官の認可があった日（平成25年8月9日）から施行する。

附 則（平成26年7月9日改正）

この改正規定は、平成26年7月10日から施行する。

# ○公認会計士名簿の登録情報等の開示に関する細則

(制 定 平成25年 7月31日)

最終変更 平成26年 5月14日

(趣旨)

**第1条** この細則は、公認会計士名簿の登録情報等の開示に関する規則（以下「規則」という。）第4条第3項、第5条第4項及び第6条の規定に基づき、公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿の登録事項の開示（以下「開示」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書による開示請求の手続)

**第2条** 本会は、規則第2条第一号の規定により文書による開示を請求する者（以下「請求者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、押印をした書面を提出させなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所若しくは本店の所在地並びに電話番号

二 開示を請求する対象となる者（以下「開示請求対象者」という。）の氏名及び次のいずれかの事項

イ 登録番号

ロ 生年月日

ハ その他開示請求対象者を特定するために必要な事項

三 開示を請求する事項

四 会則第17条の2第二号の規定による開示の請求の場合においては、開示請求の理由及び開示を受けた事項の利用目的並びに次項に規定する事項

2 規則第4条第1項の細則で定める事項は、本会から開示を受けた事項を他に漏らさないことを誓約する旨とする。

3 本会は、請求者に対し、第1項の書面の提出に併せて、次条第2項の書留郵便の料金の額に相当する額の郵券を予納させなければならない。

(文書による開示の方法)

**第3条** 本会は、前条第1項の書面の提出があった場合は、同項各号に掲げる事項の記載が適当でないと認めるときを除き、請求者に対し、速やかに、同項第一号の規定により記載された住所又は主たる事務所若しくは本店の所在地に宛てた書面で通知する。

2 前項の規定による書面の通知は、書留郵便で送達するものとする。

3 本会は、前条第1項の書面の提出があった場合において、同項各号に掲げる事項の記載が適当でないと認めるときは、請求者に対し、前2項に規定する方法によりその旨を通知する。

(ウェブサイトでの検索要求の方法)

**第4条** 規則第2条第三号の規定によるウェブサイトでの検索要求は、第一号又は第一号及び第二号により行われるものとする。

一 氏名

二 規則第3条第1項第一号ハ及びホからトまでに規定する事務所の所在地

(旧姓使用者の取扱い)

**第5条** 公認会計士等登録事務細則第4条第1項又は特定社員の登録、入会等に関する事務細則第9条第1項の規定により旧姓使用の承認を受けた者の開示に当たっては、その承認を受けた旧姓をもって規則第3条第1項第一号ロに掲げる氏名の姓とする。ただし、第2条第1項第二号の規定により開示請求対象者の氏名を記載する場合には、戸籍上の姓又は旧姓のいずれであっても差し支えない。

(非開示請求の手続)

**第6条** 規則第5条第1項に規定する非開示請求をする公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員（以下「公認会計士等」という。）は、次の事項を記載し、かつ、押印した書面を本会に提出しなければならない。

- 一 氏名及び登録番号
  - 二 規則第5条第1項各号のいずれかに該当した、又は該当する旨、及びその年月日
  - 三 非開示とする事項
  - 四 規則第5条第1項第二号に掲げる事由に該当する場合は、衆議院若しくは参議院の別又は地方公共団体の名称
  - 五 規則第5条第1項第三号に掲げる事由に該当する場合は、次に掲げる事項
    - イ 勤務する機関又は地方公共団体の名称、所属及び官職名
    - ロ 任期が明らかなきは、任期
  - 六 規則第5条第1項第四号に掲げる事由に該当する場合は、その事由
- 2 前項の規定により提出する書面には、規則第5条第1項各号に掲げる事由に該当することを証する書面を添付しなければならない。
  - 3 前項の規則第5条第1項各号に掲げる事由に該当することを証する書面を例示すると、おおむね次のとおりである。
    - 一 規則第5条第1項第一号に掲げる事由に該当する場合 その事情を記載した書面又はその事情に関連して警察その他の官公署に提出した書面の写し
    - 二 規則第5条第1項第二号に掲げる事由に該当する場合 当選証書の写し
    - 三 規則第5条第1項第三号に掲げる事由に該当する場合 勤務証明書
    - 四 規則第5条第1項第四号に掲げる事由に該当する場合 その事由を証する書面
  - 4 本会は、規則第5条第1項の規定により非開示請求をした公認会計士等に対し、同条第2項に規定する登録審査会が認めた適否の結果を通知するものとする。  
(非開示の場合の開示請求者への通知)
- 第7条** 本会は、開示の請求があった場合において、開示請求対象者が規則第5条第2項の規定により同条第1項に規定する事項の全部又は一部を開示しないこと（以下「非開示」という。）とされている公認会計士等である場合には、その旨を通知するものとする。  
(非開示事由が止んだ場合の届出等)
- 第8条** 規則第5条第3項の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。
- 一 氏名及び登録番号
  - 二 非開示の理由とされた規則第5条第1項に掲げる事由が止んだ旨及びその年月日
- 2 本会は、次に掲げる場合には、非開示を取りやめるものとする。
    - 一 規則第5条第3項の規定による届出があった場合
    - 二 非開示の理由とされた規則第5条第1項に掲げる事由が止んだにもかかわらずその届出がない場合であって、登録審査会が非開示を取りやめることを相当と認めたとき。
  - 3 本会は、前項の規定により非開示を取りやめたときは、当該者にその旨を通知するものとする。

#### 附 則

- 1 この細則は、会則に第17条の2を加える改正規定について金融庁長官の認可があった日（平成25年8月9日）から施行する。
- 2 会員情報の照会等に関する取扱細則（平成17年3月11日制定）は、廃止する。

#### 附 則（平成26年5月14日改正）

この改正規定は、平成26年7月10日から施行する。